

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団 東広島事務所長 様

給水装置工事申込者

住所

氏名

給水装置工事に係る誓約書

給水装置設置場所

東広島市

この度、上記設置場所による給水装置工事の申込みに当たり、次の事項について誓約し、当該給水装置について紛議又は維持管理等の不具合を生じた場合においても、広島県水道広域連合企業団に対し異議の申立てをせず、申込者において責任をもって対処します。また、問題解決のために改良工事等が必要となった場合は、広島県水道広域連合企業団の指示に従い、自費をもって実施することを誓約します。

なお、この給水装置を譲渡したときは、新所有者にこの誓約内容を引き継ぎます。

誓約事項（※当該項目の番号に○印）

<p>1 3階以上への直結直圧給水のため、水圧が低下し、出水不良になりましても異議の申立てをせず、自費をもって受水槽給水又は自家用設備への切替えをします。</p> <p>また、出水不良を理由に水道料金の滞納をしません。</p> <p>（入居者についても責任をもって解決します。）</p>
<p>2 口径40mm以下のメーターの位置が、道路との境界線から2m以内に設置できないため、宅地内の漏水等については自費をもって修理します。</p>
<p>3 口径50mm以上のメーターから15m以内に隔測表示板を設置できないため、隔測表示板に係る不具合が生じた場合については、自費をもって修理します。</p>
<p>4 プールに直結方式で充水する場合について、32時間以上をかけて充水します。</p> <p>また、渇水時などには水の乱用をしないことはもちろん、水の使用制限があっても、広島県水道広域連合企業団に対し異議の申立てをしません。</p>
<p>5 病院等に直結方式で給水する場合については、断水等により出水不良になりましても、申込者により水を確保し、責任をもって対処するとともに、広島県水道広域連合企業団に対し異議の申立て及び損害請求等はしません。</p>
<p>6 3階建築物の屋上に太陽熱温水器等を設置する場合については、専用の立上管（水抜栓付）を設置し、単独給湯栓又は専用混合水栓を使用し、水圧不足及び出水不良になりましても、広島県水道広域連合企業団に対し異議の申立てをしません。</p>
<p>7 所有者不明管からの分岐において、分岐により問題が生じた場合は、申込者において責任をもって対処します。</p>